

平成27年度第1回池田町入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成27年8月19日(水) 池田町役場3階東会議室	
委員	金山紀久(帯広畜産大学副学長)、鈴木茂雄(弁護士)、竹川博之(公認会計士) (五十音順)	
町関係者(事務局他)	久野正(副町長)、企画財政課: 餌取光一(課長)、酒井秀司(主幹)、砂原典孝(契約経理係長) 建設課: 青山斉(課長)、林祐信(主幹)、佐々木康典(土木係長)、定仙康弘(同主任)、長谷川愛二郎(建築係長)、川村博之(同主査)	
審議対象期間	平成26年10月1日~平成27年3月31日	
議事	(1) 町が発注した工事及びこれに関連する委託業務に関し、入札及び契約手続の運用状況等について報告 (2) 町が発注した工事等のうち、委員会が抽出したものに関し、制限付一般競争入札に係る入札参加資格要件の設定理由及び経緯。指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等の審議 (3) 町が発注する工事等に係る入札契約制度の適正化に関する事項についての審議 (4) 工事等の入札及び契約手続並びに指名停止等の措置に係る再苦情の審議 (5) 談合情報の審議	
委員からの意見・質問、それに対する回答等		
意見・質問	回 答	
議事(○質問、●意見・要望) (1) 指名停止等の運用状況一覧表 ○池田町発注工事で契約違反が理由の指名停止があり、履行遅滞として、違約金額の報告があったがそれはどのような積算基準か。  (2) 抽出案件の審議、意見の具申及び勧告 ①[池田町役場庁舎耐震改修工事(建築主体)] ○落札率が比較的低い方だと思うが、工事の内容を担保するために、落札後、入札金額の根拠を求めたりしているのか。	・完成期限の翌日から完成の日までの日数に応じ、未施工部分の請負代金額に年2.9%の割合で計算して得た額です。2.9%は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の基づく遅延利息を準用しています。  ・平成26年度の入札制度は、変動型の最低制限価格制度を適用しており、落札率が85%から100%までの入札は適正な価格で内訳書の提出は求めています。平成27年度からは、入札内訳書を全ての入札に義務付けており、入札時に確認しています。	

<p>○変動型の最低制限価格制度を止めた理由は。</p> <p>○1億4千万円の工事は地元では大きな工事だと思うが、町内業者は1者しかなく、町外企業が請負う確率が高くなる工事になるか。</p> <p>○この入札には何者以上が参加できるのか。</p> <p>②[8丁目3号通整備工事]</p> <p>○工事の積算は、予定原価を計算し利益を上乗せすると思うがその基となる単価はどのように決めているのか。</p> <p>○機械損料等は価格の変動が少ないが、材料費等は変動があると思うがその場合、どのように対応しているのか。</p> <p>○積算基準日で北海道の最新の単価に合わせて積算しているということか。</p> <p>●他の地域でも積算に適用する単価でトラブルが起きている。疑義が出され、入札後調査し契約が遅れた。疑義が出たということは認識が一致していない。適切な運用を何らかの形で通知すべき。業者に周知することで、混乱を防ぐことができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国や道では、土木工事で88.9%位、建築工事で90%以上で本町は85%の最低制限価格となっており、約5%程下回っています。地場業者が競争に参加できないとの指摘や本委員会からも道と同じにとのこと提言もあったことから平成27年度から固定型の最低制限価格制度としました。</li> <li>・町内にはAランク業者が1者しかいなく、その辺からは厳しいと思われる。</li> <li>・契約方法は制限付き一般競争入札で、希望者で参加資格があれば何者でも参加できます。</li> <li>・北海道の積算単価に準じています。それにはないものは、複数の資材業者等から見積書を徴し単価を決め、それを公表しています。</li> <li>・価格の変動があったものについては毎月改定され、北海道から通知があり、積算システムにも反映されます。</li> <li>・そうです。</li> <li>・公示用図書に積算基準日は明記しています。何年度版を適用している等お知らせ方法を含め検討します。</li> </ul>
---	---

<p>○軽微な設計変更に伴う事務取扱要領では、請負金額の20%以下で、かつ、400万円未満となっており、大きな金額と思うがこの根拠は。</p> <p>○概数発注を行なえば、今後も数量確定、設計変更ということが起き、このことは、業者側でも理解されていることか。</p> <p>③[定住促進住宅新築工事その1（電気設備）]</p> <p>○工期延長があるが、建築主体工事に原因があることからやむを得なかったということか。</p> <p>④[利別第5団地旧公営住宅解体工事]</p> <p>○入札金額にバラつきがあるが、理由として考えられることは何か。</p> <p>○低価格入札が4件あるが、これで終わりか。それとも内訳書を提出があればいいのか。</p>	<p>・北海道の基準を参考とし作成しました。率は同じですが金額は北海道より低く設定しました。</p> <p>・概数発注であれば数量確定時に殆どが設計変更が生じます。公示用図書に概数と明記していますので業者にも理解されていると思います。</p> <p>・建築主体工事が遅れたことによるもので、この請負業者には問題がなく工期延長を認めたものです。</p> <p>・解体工事で、殆どの業者が下請け業者に出すと思いますが、その解体、産廃処理能力により、バラつきが出るものと考えています。</p> <p>・最低制限価格制度では、それを下回れば無効で、それで終わりです。</p>
---	---

委員による意見の具申又は勧告の内容

意見の具申

- ・入札の積算に関し、積算根拠を明示し、公正公平に入札が行えるように検討してほしい。
- ・競争入札参加資格者指名停止事務処理要領では、異議申し立て制度がないので検討してほしい。

(3) 入札契約制度の適正化の審議、意見の具申

- ・なし

(4) 入札及び契約手続並びに指名停止等の再苦情の審議

- ・なし

(5) 談合情報の審議

- ・なし

(6) その他

- ・なし

抽出案件の入札・契約情報

種別	入札方法	工事番号	名 称	工事種別	入札参加 (指名) 業者数	くじ 引き 業者 数	有効 入札 業者 数	予定 価格 超業 者数	最低 制限 価格 以下 業者 数	辞退 業者 数	無効 札に よる 無効 業者 数	受注額 税別	落札率
工事	制限付一般競争 入札	232	池田町役場庁舎耐震改修工事(建築主体)	建築工事	8	0	6	2	0	0	0	141,400,00	85.12%
工事	指名競争入札	149	8丁目3号通整備工事	土木工事	5	0	4	1	0	0	0	28,254,000	85.00%
工事	指名競争入札	153	定住促進住宅新築工事その1(電気設備)	電気工事	5	0	1	2	0	2	0	2,800,000	99.29%
工事	指名競争入札	214	利別第5団地旧公営住宅解体工事	解体工事	6	0	1	1	4	0	0	10,800,000	90.45%